この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書

	, 「収	マラ印 <u>、</u>																			[1/	/2]
令和] 年	. 月	I	申	住所 (法/ 本 主た	又 に 人 の 吉 る 事	場 合 又 事. 務	所(◎		場合の)み公ま	1) Reanting 1				番号	090		754	5 —	888	36)
	・ (フリガナ)																					
				請	(フ 氏名		i ナ) は名	⊗	度辺	セイキ 誠記	3				(電話	番号_	090	_	754	<u>5 </u>	888	36)
				者	(法)		i ナ) 場 合															
	広島北	_ 税務	署長殿		代 表 法			名号						1								<u> </u>
公表 1 2 な	されま 申請人 お、上	す。 の氏名 人格の 記1及	又は名 ない社 び2の	称 団等を ほか、	事項 (② を除く。 登録番 て公表し) に 号及	っつてに ド登録年	ま、本 F月日	:店又 が公	は主/ 表され	たる! れまつ	事務所	の所	在地								ージで
(平成25 ※ 当	8年法律 該申請	津第15 青書は	号) 、所	求書発 第 5 条 得税法 日以前	の規5 等の-	とによ 一部をi	る改 改正 [、]	正後する	の消	費税	法第	57条	の2	第 2	項の	規定	によ	りゅ	請し	ます	上。
					期間の当和 5 年1	10月1	日に多	登録さ	されす	ミす。												
事	業	者	区	分	※ 次葉	医 「登録	を提出す	☑	課種を	说事: 記載:	業者 して (ください	ハ。ま	た、1	□ □ 免税事	免私	説事業 に該当	美者 する	場合り			
判定 合は この なか	により 令和 5 申請書る ったこ	月31日 課税事第 年6月3 と提出する ととに、その	を者とた 0日) ま ることを を困難な	なる場 なででき な事情																		
税	理	士	署	名	T14 TIT		長谷	训会	計						(電話:	番号	082	_	272	2 _	586	88)
※ 税 務	整理番号				部門 番号		申請	青年 /	月日			年	月	H	通	信	年	月		<u>印</u> 日 認	3	
75署処理		処 理番 号		年	月	月	番号確認				/元 ፪認	□ 済□ 未		確認 書類	個人都 その化		-ド/通	知力 	-ド・運 	転免許	証) 	

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

インボイス制度

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

															\top								\neg
												氏名	3又1	は名を	尔	渡辺	誠	記					
	Ē	该当~	する!	事業	者の	区分	分に)	志じ.	. 🗆	にレ	印を作	寸し訂	己載し	てく7	ださ	ر \ د ا							
		(平	成28	3年》	去律	第1	5号) 陈	則第	第44 多	条第4	4項の	り規定	を受け 定の 適用 を	面用	を受	ける	こう	とする	る事業	業者	する	法律
		/m.			77.							<u> </u>											—
事		個			番		号																
業		事業		年月													事	業	年 度	1]	H
者		内) 又 月日							年	J	目	日		のみ 記載		 本	金	至		1	円
の		容等	古	*썃:	H	-1	宏													<u> </u>			
確	第													· .									
認		ようとする事業者												和	年	Ē.	月		日				
登録要件	<i>*</i>	* こ の確 い。 背費和	 経認」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	請書欄の	を提いず しし	れかて計	3の事	事業者以上	かける かっこう かっこう かっこう かっこう かっこう かっこう かっこう かいしょう しゅうしょう かいしょう かいしょう かいしょう かいしょう しゅう かいしょう しゅう かいしょう かいしょく かいしょく かいしょく かいしょく かいりょく かいりょく かいりょう かいりょう かいりょう かいりょう かいりょう かいりょう かいりょう かいりょう かいり かいりょう かいり かいりょう かいり かいりょう かいり かいりょう かいりょう かいりょう かいりょう かいりょく かいりょく かいりょく かいりょく かいりょく かいりょく かいり かいりょく かいり かいりょく かいり かいりょく かいり	当す に処	る場合 <u></u> せられ	計は、 一 ったこ	「はい ことは	ってもいった	選択	して							
0		(1 (いい ス	.] ()	場台)は、 	次(り質問	りにも	答ス	てくた	こさい	。)										
確認	- その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して □ はい □ いいえ · います。												·え										
参																							
考																							
事																							
項																							